	項の規定による同条第２項の期間を延長することの決定及びその旨の通知								
	15　同法第17条第５項の規定による原状回復又はこれに代わるべき必要な措置の命令						○	総合事務所長	
	16　同法第17条第６項の規定による原状回復等の実施						○	総合事務所長	
	17　同法第17条第６項の規定による原状回復等を行う旨の公告						○	総合事務所長	
	18　同法第17条第７項の規定による同条第１項の命令を受けた者に対する報告の徴収						○	総合事務所長	
	19　同法第17条第７項の規定による立入検査若しくは調査						○	総合事務所長	
	20　同法第18条第２項の規定による期間の短縮の決定 (一)　鉱物の掘採に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		○	総合事務所長	
	21　略								
二　鳥取県景観形成条例（平成9年鳥取県条例第14号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第９条の規定による景観計画の策定等に係る景観審議会の意見聴取		○						
	2　同条例第10条の規定による計画提案に係る市町村長及び景観審議会の意見聴取		○						
	3　同条例第11条の規定による届出等に係る市町村長の意見聴取 (一)　鉱物の掘採に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		○	総合事務所長	
	4　同条例第17条第１項の規定による勧告に従わない又は協議が整わない旨の公表 (一)　鉱物の掘採に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		○	総合事務所長	
	5　同条例第17条第１項の規定による勧告又は協議を受けた者に対する意見を述べる機会の付与 (一)　鉱物の掘採に係るもの (二)　(一)以外のもの				○ ○		○	総合事務所長	
	6　同条例第17条第								

	9　略								
二　鳥取県景観形成条例（平成5年鳥取県条例第3号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第６条第４項の規定による景観形成基本方針の制定又は変更の告示	○							
	2　同条例第10条第２項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定予定等の公告	○							
	3　同条例第10条第４項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定等に関する公聴会の開催		○						
	4　同条例第10条第５項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定による景観形成地域の指定等の告示		○						
	5　同条例第13条第１項又は第17条第１項の規定による必要な措置を講ずべきことの指導 (一)　鉱物の掘採に係るもの (二)　(一)以外のもの					○ ○			総合事務所長
	6　同条例第13条第２項（同条例第17条第２項において		○						

		1項の規定による公表に係る景観審議会の意見聴取 (一) 鉱物の掘採に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○	総合事務所長
		7 同条例第17条第2項の規定による設計の変更等の命令に係る景観審議会の意見聴取						○	総合事務所長
		8 同条例第18条の規定による期間短縮の旨及び短縮する期間の通知 (一) 鉱物の掘採に係るもの (二) (一)以外のもの				○		○	総合事務所長
		9 同条例第20条第1項の規定による公共事業景観形成指針の策定	○						
		10 同条例第20条第3項の規定による公共事業景観形成指針への配慮の要請	○						
		11 同条例第20条第4項の規定による公共事業景観形成指針の策定等に係る景観審議会の意見聴取	○						
三 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～17 略								
	18 同法第26条第1項の規定による障害物の伐除の許可の申請			○					
	19及び20 略								
	21 同法第29条第1項の規定による都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可							○	総合事務所長
	22 同法第29条第2項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可							○	総合事務所長

		準用する場合を含む。）の規定による指導に従うべきことの勧告							
		7 同条例第13条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けるべき者についての意見の聴取		○					
		8 同条例第13条第4項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わない旨の公表		○					
		9 同条例第14条第4項の規定による大規模行為景観形成基準の制定又は変更の告示		○					
		10 同条例第26条第1項の規定による所有者等に対する要請						○	総合事務所長
	三 鳥取県景観形成条例施行規則（平成5年鳥取県規則第56号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第14条第3項の規定による指導の必要がないと認めた場合の通知 (一) 鉱物の掘採に係るもの (二) (一)以外のもの					○		○	総合事務所長
		2 同規則第14条第4項の規定による期間の延長及びその理由の通知							○	総合事務所長
	四 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～17 略							
		18 同法第26条第1項の規定による障害物の伐除の許可の申請又は土地の試掘等の許可			○				
		19及び20 略							
		21 同法第29条第1項の規定による都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可 (一) その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二) その規模が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの (三) その規模が5ヘクタール未満のものに係るもの	○	○					○	総合事務所長
		22 同法第29条第2項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可 (一) その規模が10ヘクタール以	○						

| | | |

45 略							
46 略							
47 略							
48 略							
49 略							
50 略							
51 略							
52 略							
53 略							
54 略							
55 略							
56 略							
57 略							
58 略							
59 略							
60 略							
61 略							
62 略							
63 略							
64 略							
65 略							
66 同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 52、57又は58の認可等に係るもの (二) 50の認可に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、36、37、38又は39の許可等に係るもの		○ ○ ○					総合事務所長
67 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び同条第2項の規定による必要な是正措置の執行命令							

46 略							
47 略							
48 略							
49 略							
50 略							
51 略							
52 略							
53 略							
54 略							
55 略							
56 略							
57 略							
58 略							
59 略							
60 同法第65条第1項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変化等の許可						○	総合事務所長
61 略							
62 略							
63 略							
64 略							
65 略							
66 略							
67 略							
68 同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 21の(一)若しくは(二)、22の(一)若しくは(二)、32の(一)、33の(一)、44の(一)、53、58又は59の許可等に係るもの (二) 18、36の(一)、37の(一)、38の(一)又は51の許可等に係るもの (三) 21の(三)、22の(三)、27、29、32の(二)、33の(二)、35、36の(二)、37(二)、38の(二)、39、44の(二)又は60の許可等に係るもの		○ ○				○	総合事務所長
69 同法第81条第1項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分及び同条第2項の規定による必要な是正措置の執行命令							

			等 (一) 52、57又は58の許可等に係るもの (二) 50の許可等に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、36、37、38又は39の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長				等 (一) 21の(一)若しくは(二)、22の(一)若しくは(二)、32の(一)、33の(一)、44の(一)、53、58又は59の許可等に係るもの (二) 18、36の(一)、37の(一)、38の(一)又は51の許可等に係るもの (三) 21の(三)、22の(三)、27、29、32の(二)、33の(二)、35、36の(二)、37の(二)、38の(二)、39、44の(二)又は60の許可等に係るもの	○	○					○	総合事務所長
			68 同法第81条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をする旨の公示 (一) 52、57又は58の許可等に係るもの (二) 50の許可等に係るもの (三) 21、22、27、29、32、33、35、36、37、38又は39の許可等に係るもの	○	○				○	総合事務所長				70 同法第81条第3項の規定による必要な是正措置の執行命令等をする旨の公示 (一) 21の(一)若しくは(二)、22の(一)若しくは(二)、32の(一)、33の(一)、44の(一)、53、58又は59の許可等に係るもの (二) 18、36の(一)、37の(一)、38の(一)又は51の許可等に係るもの (三) 21の(三)、22の(三)、27、29、32の(二)、33の(二)、35、36の(二)、37の(二)、38の(二)、39、44の(二)又は60の許可等に係るもの	○	○					○	総合事務所長
			69 略												71 略														
			70 鳥取県開発審査会に対する諮問						○	総合事務所長					72 鳥取県開発審査会に対する諮問 (一) 21の(一)の許可に係るもの (二) 21の(二)の許可に係るもの (三) 21の(三)又は35の許可に係るもの	○	○					○	総合事務所長
		四 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 同規則第60条の規定による書面の交付 (一) 景観まちづくり課の項の四の21、22、24、32、33又は35の許可に係るもの						○	総合事務所長				五 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 同規則第60条の規定による書面の交付 (一) 景観まちづくり課の項の四の21の(一)若しくは(二)、22の(一)若しくは(二)、24の(一)、32の(一)、33の(一)又は44の(一)の許可に係るもの (二) 景観まちづくり課の項の四の21の(三)、22の(三)、24の(二)、32の(二)、33の(二)、35又は44の(二)の許可に係るもの						○	○	総合事務所長

五　略									
六　略									
七　屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　略								
	2　略								
	3　同法第28条の規定による景観行政団体である市町村の長との協議		○						
八　鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　略								
	2　略								
	3　同条例第9条の5の規定による公示及び保管物件一覧簿の縦覧							○	総合事務所長
	4　同条例第9条の6の規定による広告物等の価額の評価							○	総合事務所長
	5　同条例第9条の7の規定による保管した広告物等の売却							○	総合事務所長
九　略									
十　国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村に委任したものを除く。）	1～4　略								
	5　同法第9条第10項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画に係る市町村長への意見聴取及び国土交通大臣への協議		○						
	6～49　略								
十一　略									
十二　略									
十三　略									
十四　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の指定及び認定					○			
	2～12　略								
	13　同法第9条第8項（同法第10条第2項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定において準用する同条第4項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の							○	総合事務所長

六　略									
七　略									
八　屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　略								
	2　略								
九　鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同条例第7条の4第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理							○	総合事務所長
	2　略								
	3　同条例第9条の2の規定による許可の取消し							○	総合事務所長
	4　略								
十　略									
十一　国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村に委任したものを除く。）	1～4　略								
	5　同法第9条第10項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定による土地利用基本計画の国土交通大臣への協議		○						
	6～49　略								
十二　略									
十三　略									
十四　略									
十五　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による建築基準法等の適用を除外する建築物の承認		○						
	2～12　略								
	13　同法第9条第8項（第10条第2項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定において準用する同条第4項の規定による違反建築物の所有者等からの意見の聴取							○	総合事務所長

		聴取																			
		14　同法第９条第９項（同法第10条第２項及び第90条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令又は当該命令の取消し						○	総合事務所長			14　同法第９条第９項（第10条第２項及び第90条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物等の工事の施工の停止等の命令又は当該命令の取消し						○	総合事務所長
		15～38　略										15～38　略							
		39　同法第44条第１項第３号の規定による地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の建築の認定						○	総合事務所長			39　同法第44条第１項第３号の規定による地区計画等区域内の道路の上空等に設ける建築物の建築の承認						○	総合事務所長
		40～56　略										40～56　略							
		57　同法第55条第２項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の認定						○	総合事務所長			57　同法第55条第２項の規定による高さの限度を12メートルとする建築物の承認						○	総合事務所長
		58～60　略										58～60　略							
		61　同法第57条第１項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の認定						○	総合事務所長			61　同法第57条第１項の規定による建築物の高さの制限を適用しない高架の工作物内に設ける建築物の承認						○	総合事務所長
		62～76　略										62～76　略							
		76の２　同法第68条第５項の規定による景観地区内における建築物の高さの制限を適用しない建築物の認定						○	総合事務所長										
		77～126　略										77～126　略							
		127　同法第86条の６第２項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の認定						○	総合事務所長			127　同法第86条の６第２項の規定による都市計画に基づく総合的設計による一団地の住宅施設に係る建築物について容積率等の制限の不適用の承認						○	総合事務所長
		128～132　略										128～132　略							
	十五　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第115条の２第１項第４号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の認定						○	総合事務所長		十六　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第115条の２第１項第４号の規定による外壁等が防火構造であることを要しない建築物の承認						○	総合事務所長
		2及び3　略										2及び3　略							
	十六　略										十七　略								
	十七　略										十八　略								
	十八　略										十九　略								
	十九　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に	1　同法第15条第１項の規定による特別特定建築物の建築主等に対する是正命令						○	総合事務所長		二十　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	1　同法第４条第１項の規定による特別特定建築物を建築又は維持保全する者に対する是正命令						○	総合事務所長
		2　同法第15条第２項の規定による特						○	総合事務所長			2　同法第４条第２						○	総合事務所長

		基づく知事の権限に属する事務	別特定建築物を管理する国等に対する是正要請																				
			3　同法第15条第3項の規定による特別特定建築物の建築主等に対する指導及び助言						○	総合事務所長													
			4　同法第16条第3項の規定による特定建築物又は建築物特定施設の建築主等に対する指導及び助言						○	総合事務所長													
			5　同法第17条第3項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定						○	総合事務所長													
			6　同法第17条第5項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知						○	総合事務所長													
			7　同法第18条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定						○	総合事務所長													
			8　同法第21条の規定による認定建築主等に対する改善命令						○	総合事務所長													
			9　同法第22条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し						○	総合事務所長													
			10　同法第23条第1項の規定によるエレベーターを設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定						○	総合事務所長													
			11　同法第25条第11項（同法第25条第12項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の基本構想に対する助言					○															
			12　同法第38条第3項の規定による建築物特定事業を実施すべき者に対する勧告						○	総合事務所長													
			13　同法第38条第4項の規定による勧告を受けた者に対する移動等円滑化のために必要な措置命令						○	総合事務所長													
			14　同法第43条第2項の規定による建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定の同意					○															
			15　同法第53条第3						○	総合事務所長													

		（平成6年法律第44号）に基づく知事の権限に属する事務	項の規定による特別特定建築物を建築又は維持保全する国等に対する是正要請																				
			3　同法第4条第3項の規定による報告の徴収又は立入検査の実施						○	総合事務所長													
			4　同法第5条第3項の規定による特定建築物を建築する者等対する指導及び助言						○	総合事務所長													
			5　同法第6条第3項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定						○	総合事務所長													
			6　同法第6条第5項（同法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知						○	総合事務所長													
			7　同法第7条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定						○	総合事務所長													
			8　同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の要求						○	総合事務所長													
			9　同法第11条の規定による認定事業者に対する改善命令						○	総合事務所長													
			10　同法第12条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し						○	総合事務所長													
			11　同法第14条第1項の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定						○	総合事務所長													

		項の規定による建築主等に対する報告の徴収又は立入検査の実施																			
		16　同法第53条第4項の規定による認定建築主等に対する報告の徴収						○	総合事務所長												
二十　略										二十一　略											
二十一　略										二十二　略											
二十二　略										二十三　略											
	二十三　宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第20条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定及び同法第20条第2項の規定による造成宅地防災区域の指定の解除		○																	
		2　同法第20条第3項において準用する同法第3条第3項の規定による区域の指定の公示、国土交通大臣への報告及び関係市町村長への通知			○																
		3　同法第20条第3項において準用する同法第4条第1項の規定による調査のための立入り			○																
		4　同法第20条第3項において準用する同法第5条第1項の規定による障害物の伐除の許可の申請又は土地の試掘等の許可			○																
		5　同法第20条第3項において準用する同法第7条第2項の規定による土地の立入り等に伴う損失の補償についての協議		○																	
		6　同法第20条第3項において準用する同法第7条第3項の規定による裁決の申請		○																	
		7　同法第21条第2項の規定による災害の防止のための措置の勧告		○																	
		8　同法第22条第1項及び第2項の規定による改善命令		○																	
		9　同法第22条第3項において準用する同法第14条第5項の規定による公告		○																	
公園自然課	一及び二　略									公園自然課	一及び二　略										
	三　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1～37　略									三　自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく知事の権限に属する事務	1～37　略									
		38　同法第55条第4項の規定による国定公園に関する公園事業の執行についての協議										38　同法第55条第3項、第4項又は第56条第1項若しくは第3項の規定による国立・国定公									

	(一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長
	39 同法第56条第1項の規定による国定公園において国の機関が行う行為に係る協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長
	40 同法第56条第2項の規定による国定公園の風致又は景観に及ぼす影響等環境省令で定める行為に該当する場合の環境大臣への協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○				総合事務所長
	41 略								
四 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1及び2 略								
	3 同法第26条第1項の規定による国立公園の普通地域内における工作物の新築等の行為の届出の受理 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長
	4 略								
	5 略								
	6 同法第28条第1項又は第2項の規定による国立公園における行為の実施状況等についての報告の徴収又は立入検査等の実施 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長
五 自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1～12 略								
	13 同令附則第4項の規定による環境大臣への報告 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長
	14 同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの						○		

	園において国の機関が行う行為に係る協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長
	39 同法第56条第2項による国定公園において国の機関が行う行為に係る環境大臣への協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○				総合事務所長
	40 同法第56条第2項の規定による国定公園の風致又は景観に及ぼす影響等環境省令で定める行為に該当する場合の協議 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの						○	○	総合事務所長
	41 略								
四 自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務	1及び2 略								
	3 略								
	4 略								
五 自然公園法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1～12 略								
	13 同令附則第4項の規定による環境大臣への報告 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○				総合事務所長
	14 同令附則第5項の規定による環境大臣への協議書等の送付 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの			○					

	(二) (一)以外のもの							○	総合事務所長
六及び七 略									
八 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略								
	7 同法第27条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 八の4の許可に係るもの							○	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの			○					
	8 同法第27条第3項の規定による措置の命令に係る相手方を確認できない場合の公告			○					
	9 同法第28条第2項の規定による損失の補償の協議		○						
	10 略								
九及び十 略									
十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。公園自然課の項の十一及び十二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○							
	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
	(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
	2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○							
	(2) (1)以外のもの		○						
	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						

	(二) (一)以外のもの				○				総合事務所長
六及び七 略									
八 都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6 略								
	7 同法第11条第1項又は第2項の規定による許可の取消し等の処分又は行為の中止等の措置の命令 (一) 八の4の許可に係るもの							○	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの			○					
	8 同法第11条第3項の規定による措置の命令に係る相手方を確認できない場合の公告			○					
	9 同法第12条第2項の規定による損失の補償の協議		○						
	10 略								
九及び十 略									
十一 土木工事に係る知事の権限に属する事務（公園自然課の所掌する工事に限る。）	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。公園自然課の項の八及び九において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの	○							
	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
	(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○					
	(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
	2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの	○							
	(2) (1)以外のもの		○						
	(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの		○						
	(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの								

| | | |

			計金額が2億円未満の工事に係るもの										計金額が1億円未満の工事に係るもの								
			6　土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの	○ ○					○	総合事務所長			6　土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの	○ ○	○				○	総合事務所長
			7　土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの	○ ○					○	総合事務所長			7　土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの (四)　契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの	○ ○	○				○	総合事務所長
			8～11　略										8～11　略								
		十二　土木工事に係る鳥取駅建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課が所掌する工事に限る。）	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○			○	総合事務所長 総合事務所長		十二　土木工事に係る鳥取駅建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務（公園自然課が所掌する工事に限る。）	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの				○			○	総合事務所長 総合事務所長
			2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円	○									2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円		○						

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

		るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○				○	総合事務所長
		36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○			○	総合事務所長
		37　同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○				○	総合事務所長
十三　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）		1及び2　略							
		3　同法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長
		4　同法第9条第7項の規定による許可証の交付 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長
		5　同法第9条第8項の規定による従事者証の交付 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長
		6　同法第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付 (一)　複数の総合事務所の所管区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○	○	総合事務所長
		7　同法第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理 (一)　複数の総合					○		

		るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの		○					
		36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○			○	総合事務所長
		37　同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○	○				
十三　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）		1及び2　略							
		3　同法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可						○	総合事務所長
		4　同法第9条第7項の規定による許可証の交付						○	総合事務所長
		5　同法第9条第8項の規定による従事者証の交付						○	総合事務所長
		6　同法第9条第11項の規定による許可証又は従事者証の再交付						○	総合事務所長

事務所の所管区域に係るもの (ニ) (一)以外のもの						○	総合事務所長											
8 同法第9条第13項の規定による報告の受理 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (ニ) (一)以外のもの					○	○	総合事務所長		7 同法第9条第12項の規定による報告の受理							○	総合事務所長
9 同法第10条第1項の規定による必要な措置等の施行命令 (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (ニ) (一)以外のもの					○	○	総合事務所長		8 同法第10条第1項の規定による必要な措置等の施行命令							○	総合事務所長
10 同法第10条第2項の規定による許可の取り消し (一) 複数の総合事務所の所管区域に係るもの (ニ) (一)以外のもの					○	○	総合事務所長		9 同法第10条第2項の規定による許可の取り消し							○	総合事務所長
11 略									10 略								
12 同法第12条第3項の規定によるあらかじめ承認を受けるべき旨の制限		○															
13 同法第12条第3項の規定による承認		○															
14 同法第12条第4項の規定による環境大臣への届出		○							11 同法第12条第3項の規定による環境大臣の届出		○						
15 同法第14条第1項の規定による休猟区で特定鳥獣の捕獲等をすることができる区域の指定		○															
16 同法第14条第2項の規定による環境大臣が報定した捕獲期間の延長		○							12 同法第14条第1項の規定によ環境大臣が報定した捕獲期間の延長		○						
17 同法第14条第3項の規定による特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限の全部又は一部の解除		○							13 同法第14条第2項の規定による特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限の全部又は一部の解除		○						
18 略									14 略								
19 略									15 略								
20 略									16 略								
21 略									17 略								
22 略									18 略								
23 略									19 略								
24 略									20 略								
25 略									21 略								
26 略									22 略								
27 略									23 略								

28 略								
29 略								
30 略								
31 略								
32 略								
33 略								
34 略								
35 略								
36 略								
37 略								
38 略								
39 略								
40 同法第28条第9項において準用する第12条第4項の規定による環境大臣への届出		○						
41 略								
42 略								
43 同法第28条の2第1項の規定による保全事業の実施							○	総合事務所長
44 同法第28条の2第3項の規定による環境大臣との協議		○						
45 同法第28条の2第4項の規定による保全事業の同意		○						
46 同法第28条の2第5項の規定による環境大臣との協議		○						
47 略								
48 略								
49 略								
50 同法第29条第4項において準用する第12条第4項の規定による環境大臣への協議		○						
51 略								
52 略								
53 略								
54 略								
55 略								
56 略								
57 略								
58 略								
59 略								
60 略								

24 略								
25 略								
26 略								
27 略								
28 略								
29 略								
30 略								
31 略								
32 略								
33 略								
34 略								
35 略								
36 同法第28条第9項において準用する第12条第3項の規定による環境大臣への届出		○						
37 略								
38 略								
39 略								
40 略								
41 略								
42 同法第29条第4項において準用する第12条第3項の規定による環境大臣への協議		○						
43 略								
44 略								
45 略								
46 略								
47 略								
48 略								
49 略								
50 略								
51 略								
52 略								

61 略								
62 略								
63 同法第35条第1項の規定による特定猟具禁止区域又は特定猟具制限区域の指定		○						
64 同法第35条第3項の規定による特定猟具を使用した捕獲等の承認							○	総合事務所長
65 略								
66 略								
67 略								
68 略								
69 同法第37条第2項の規定による危険猟法の環境大臣への許可申請				○				総合事務所長
70 略								
71 略								
72 略								
73 略								
74 略								
75 略								
76 略								
77 略								
78 略								
79 略								
80 略								
81 略								
82 略								
83 略								
84 同法第58条の規定による狩猟者登録の拒否 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの						○	○	総合事務所長
85 略								
86 略								
87 略								
88 略								
89 略								
90 同法第65条の規定による狩猟者登録証等の返納 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの						○	○	総合事務所長

53 略								
54 略								
55 同法第35条第1項の規定による銃猟禁止区域又は銃猟制限区域の指定		○						
56 同法第35条第3項の規定による銃猟の承認							○	総合事務所長
57 略								
58 略								
59 略								
60 略								
61 略								
62 略								
63 略								
64 略								
65 略								
66 略								
67 略								
68 略								
69 略								
70 略								
71 略								
72 略								
73 略								
74 略								
75 同法第58条の規定による狩猟者登録の拒否 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの			○	○				総合事務所長
76 略								
77 略								
78 略								
79 略								
80 略								
81 同法第65条の規定による狩猟者登録証等の返納 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの			○	○				総合事務所長

	91 同法第66条の規定による報告の受理 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの						○ ○		総合事務所長
	92 略								
	93 略								
	94 略								
	95 略								
	96 略								
	97 略								
	98 略								
	99 略								
	100 略								
	101 略								
	102 略								
	103 略								
	104 略								
	105 略								
十四～十七 略									
十八 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略								
	5 同法第13条第2項において準用する同法第11条の規定による動物取扱業の登録の更新等				○				総合事務所長
	6 同法第13条第2項において準用する同法第12条の規定による動物取扱業の登録の更新の拒否等							○	総合事務所長
	7 略								
	8 略								
	9 同法第16条第1項の規定による動物取扱業者の廃業等の届出の受理							○	総合事務所長
	10 略								
	11 略								
	12 略								
	13 略								
	14 略								
	15 略								
	16 略								
	17 略								
	18 同法第26条第1項の規定による特							○	総合事務所長

	82 同法第66条の規定による報告の受理 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの			○ ○					総合事務所長
	83 略								
	84 略								
	85 略								
	86 略								
	87 略								
	88 略								
	89 略								
	90 略								
	91 略								
	92 略								
	93 略								
	94 略								
	95 略								
	96 略								
十四～十七 略									
十八 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4 略								
	5 同法第13条第2項において準用する同法第11条及び第12条の規定による動物取扱業の登録の更新及び更新の拒否等							○	総合事務所長
	6 略								
	7 略								
	8 略								
	9 略								
	10 略								
	11 略								
	12 略								
	13 略								
	14 略								
	15 略								
	16 同法第26条第1項の規定による特				○				総合事務所長

		定動物の飼養保管の許可								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 略								
		30 略								
		31 略								
	十九 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1～10 略								
		11 同規則第15条第5項の規定による特定動物飼養保管許可証の交付							○	総合事務所長
		12 同規則第15条第6項の規定による特定動物飼養保管許可証の再交付							○	総合事務所長
		13～18 略								
	二十～二十三 略									
住宅政策課	一～四 略									
	五 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
		2 同法第49条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督			○					
	六 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属	1 略								
		2 同条例第4条の規定による県営住宅の公募によらない入居者の決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管							○	東部総合事務所長

		定動物の飼養保管の許可								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 略								
	十九 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）に基づく知事の権限に属する事務	1～10 略								
		11 同規則第15条第5項の規定による特定動物飼養保管許可証の交付				○				総合事務所長
		12 同規則第15条第6項の規定による特定動物飼養保管許可証の再交付				○				総合事務所長
		13～18 略								
	二十～二十三 略									
住宅政策課	一～四 略									
	五 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
		2 同法第48条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督 (一) 工事の執行に関する実地検査（工事のしゅん工に係るものを除く。） (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○				○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	六 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第19号）に基づく知事の権限に属	1 略								

する事務（同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）に係る別表第3に掲げる事務の範囲内で別表第2の右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。）	区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長											
	3 同条例第5条第2項及び第3項の規定による県営住宅入居者の資格に係る調査及び市町村長への意見照会 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長											
	4 同条例第6条及び第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長											
	5 略																		
	6 略																		
	7 略																		
	8 略																		
	9 略																		
	10 略																		
	11 略																		
	12 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長											
	13 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長											

する事務（同条例別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）に係る別表第3に掲げる事務の範囲内で別表第2の右欄に掲げる市町村と協議して定めた事務に関するものを除く。）																			
	2 同条例第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長										
	3 略																		
	4 略																		
	4の2 略																		
	5 略																		
	6 略																		
	7 略																		
	8 略																		

			(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長				
			14 同条例第11条の規定による敷金の徴収 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				
			15 略										9 略	
			16 略										10 略	
			17 略										11 略	
			18 略										12 略	
			19 略										13 略	
			20 略										14 略	
			21 略										15 略	
			22 同条例第21条の4の規定に基づく住宅のあっせん等 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				
			23 略										16 略	
			24 略										17 略	
			25 同条例第22条の2第4項による県営住宅建替事業の明渡請求に係る仮住居の提供 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				
			26 同条例第22条の2第5項による県営住宅建替事業の明渡請求に係る移転料の支払 (一) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

			事務所の所管区域に係るもの						所長					事務所の所管区域に係るもの							所長								
			(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの					○	中部総合事務所長					(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長								
			(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの					○	西部総合事務所長					(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長								
			(十七) 同条例第24条第1項の規定による特別県営住宅の明渡しの請求	○										(十四) 同条例第24条第1項の規定による特別県営住宅の明渡しの請求	○													
			(十八) 同条例第24条の13第2項の規定による駐車車両の移動等の命令											(十五) 同条例第24条の13第2項の規定による駐車車両の移動等の命令														
			(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの					○	東部総合事務所長					(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長								
			(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの					○	中部総合事務所長					(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長								
			(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの					○	西部総合事務所長					(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長								
			(十九) 同条例第24条の15第2項の規定による特別県営住宅駐車場の使用者の決定											(十六) 同条例第24条の15第2項の規定による特別県営住宅駐車場の使用者の決定														
			(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの					○	東部総合事務所長					(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長								
			(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの					○	中部総合事務所長					(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長								
			(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの					○	西部総合事務所長					(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長								
			(二十) 同条例第24条の16第1項の規定による駐車場使用料の徴収																										
			(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの					○	東部総合事務所長																				
			(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの					○	中部総合事務所長																				
			(3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの					○	西部総合事務所長																				
			(二十一) 同条例第24条の16第3項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除											(十七) 同条例第24条の16第3項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の免除														
			(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの					○	東部総合事務所長					(1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長								
			(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの					○	中部総合事務所長					(2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長								
			(3) 西部総合事務所の所管区域に係るも					○	西部総合事務所長					(3) 西部総合事務所の所管区域に係るも						○	西部総合事務所長								

		の (二十二) 同条例第24条の16第4項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予 (1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの (二十三) 同条例第24条の18第1項の規定による県営住宅駐車場の使用者の資格を失った者等に対する特別県営住宅駐車場の明渡しの請求	○					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				の (十八) 同条例第24条の16第4項の規定による特別県営住宅駐車場の使用料の徴収の猶予 (1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの (十九) 同条例第24条の18第1項の規定による県営住宅駐車場の使用者の資格を失った者等に対する特別県営住宅駐車場の明渡しの請求	○					○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
七の二 鳥取県特別県営住宅管理規則(昭和43年鳥取県規則第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 同規則16条の8の規定による県営住宅駐車場の使用者変更の承認 (1) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○ ○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長				七の二 鳥取県特別県営住宅管理規則(昭和43年鳥取県規則第41号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 東部総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所の所管区域に係るもの						○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
八及び九 略											八及び九 略										
十 独立行政法人住宅金融支援機構	1 同法第16条第1項の規定による住宅金融支援機構か										十 住宅金融公庫法(昭和25年法律	1 同法第23条第1項の規定による住宅金融公庫からの									

| | | |

	十一～十七 略									
経済政策課	一 略									
	二 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45条）第11条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく事務	1～4 略								
		5 同法第95条第4項の規定による協業組合への組織変更の認可		○						
		6 略								

		（3） 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○	西部総合事務所長
		2 同法第23条第9項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 （一） 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）第12条第1項の規定により住宅金融公庫が委託を受けた介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第32条及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第7条第1項に規定する労働者住宅又は勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第9条第1項及び第10条の3第1項第2号に規定する分譲住宅等を設置するための資金の貸付けに係る工事の審査								
		（1） 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの							○	東部総合事務所長
		（2） 中部総合事務所の所管区域に係るもの							○	中部総合事務所長
		（3） 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの							○	西部総合事務所長
	十一～十七 略									
経済政策課	一 略									
	二 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和33年政令第45条）第10条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく事務	1～4 略								
		5 同法第95条第4項の規定による協同組合への組織変更の認可		○						
		6 略								